

府中市立美術館条例

(運営協議会の設置)

第22条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、府中市美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を美術館に置く。

- 2 運営協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験を有する者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

府中市立美術館条例施行規則

(運営協議会の運営等)

第14条 条例第22条に規定する府中市美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、美術館の運営について、館長の諮問に応じ審議し、答申するほか、館長に対して意見を述べる。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 4 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第15条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。